

中条町・黒川村 合併協議会だより



○編集発行：中条町・黒川村合併協議会事務局 〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328 メールアドレス hokubugo@iplus.jp
ホームページアドレス <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>

最優秀賞（賞金10万円）

【作者】

新潟市
片桐 慎一郎 さん

【デザインの趣旨】

青は日本海、緑は楡形・飯豊に代表される豊かな自然、白い三日月は母なる胎内川、オレンジ色の小円は勢いよく上昇する朝日を意味します。また、緑の三角の各点は中条の3地区、白の三日月とオレンジの小円は黒川村の村章を含意したものです。

この市章デザインが意味するように、いつまでも、豊かな自然が保たれ、そこに住む人々が太陽や胎内川の恵みを享受しながら繁栄し、平和が続くことを祈念します。



胎内市のシンボルマークである「市章」が、公募で寄せられた806点の中から、去る六月二十八日に開催された協議会で決定しました。

胎内市「市章」決定

優秀賞（賞金1万円）



福岡県北九州市
東 信 慶 さん



東京都新宿区
渡 邊 幹 人 さん



燕 市
信 貴 正 明 さん

多数のご応募ありがとうございました。

六月二十一日（火）に中条町・黒川村合併協議会第八回会議、六月二十八日（火）に第九回会議が中条町産業文化会館で開催されました。

第8回協議内容

【報告事項】

報告第十一号

事務組織及び機構の取扱いについて
（次頁をご覧ください。）

【認定事項】

認定第一号

平成十六年度中条町・黒川村合併協議会の歳入歳出決算について（認定）
平成十六年度決算について、原案のとおり認定されました。

平成16年度協議会歳入歳出決算

○ 歳入決算額	13,000,020円
負担金	13,000,000円
預金利子	20円
○ 歳出決算額	12,206,532円
会議費	2,705,301円
（協議会等の開催経費）	
事務費	3,572,425円
（事務所管理や臨時職員経費など）	
事業費	5,928,806円
（協議会だより・パンフレット等の発行など）	
○ H17年度への繰越額	793,488円

【承認事項】

承認第八号

平成十七年度中条町・黒川村合併協議会補正予算（第一号）について

（承認）

平成十七年度予算については、歳入歳出それぞれ79万3千円を追加し、総額を835万3千円とすることが承認されました。

【協議事項】

議案第十二号

行政制度調整「調整方針等の変更」について
（確認）

前回協議会において、提案・説明された内容について、原案のとおり確認されました。

（害虫駆除に対する支援）

・合併後三年を目途に中条町の例により統一する。それまでの間は現行のとおりとする。また、乳剤の配布は、下水道の普及が進んできていることから、現状を踏まえ、合併後三年を目途に廃止する。

（乳幼児医療費助成）

・合併時中条町の例により統一する。（道路占用料）

・合併時、県の条例に準じ所在地市の占用料を適用する。ただし、合

併前の両町村の占用料の許可を受けているものは、合併後三年間は現行のとおりとする。

（体育施設）

・黒川村多目的広場（平成十七年三月設置）の運営日、運営時間については、現行のとおりとし、合併後調整する。

（社会体育施設使用料）

・黒川村多目的広場（平成十七年三月設置）使用料については、当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。



黒川村多目的広場

議案第十三号

行政制度調整「調整方針等の変更」について（その2）
（提案）

制度改正が行われた事務事業や新たに制度化された事務事業など計十八項目について、提案・説明が行われました。

乳幼児医療費助成制度

乳幼児医療費助成制度とは、乳幼児が医療機関に受診し、治療を受けた場合の医療費を助成する制度です。

両町村の制度では対象年齢に違いがありますが、新市の制度は、十七年四月に改正された中条町の新制度を適用し、入院・通院とも小学校就学前（満六歳までに達した以後の最初の三月三十一日）までが対象となります。手続きは？

満六歳までの乳幼児の保護者の方で、現在受給者証をお持ちでない方は、合併後、申請により受給者証が交付されますので、窓口へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

中条町役場 町民福祉課
黒川村役場 住民課



行政組織決定！

胎内市役所は16課(局)52係体制

一部セクションは分庁方式を採用

六月二十一日開催された第八回協議会では、新市の行政組織機構が報告されました。

胎内市の行政組織は、協定書にも盛り込まれていた「事務組織及び機構の取扱い」で基本的な考え方が示されていましたが、このたび「新市における組織及び機構の整備方針」が策定され、新市の行政を推進する体制が明らかになりました。

この中で、新市の組織については、市長部局が12課45係、教育委員会2課5係、議会事務局と農業委員会事務局がそれぞれ1局1係となつていきます。また、併せて支所機能やその他の機関についても、基本的な方針が示されています。

今回は、組織機構の内容を「整備方針」から抜粋し、胎内市の新しい行政組織を紹介します。

これまでの調整と協議

合併の基本的な事項として、胎内市の事務所(本庁)の位置は、現・中条町役場とし、現・黒川村役場を支所とすることが確認されていました。また、今年二月に開催された第四回協議会では、「事務組織及び機構の取扱い」の調整の中で、次のように「基本的な考え方」を確認し、本格的な組織の構築に取りかかりました。

【基本的な考え方】

本庁・支所に市民窓口サービスを中心とした諸証明の発行、各種業

務等の総合窓口機能を整備する

本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務を所掌する

支所は、の窓口業務を処理するほか、住民のサービス低下を招かないようにするため、旧行政区域を所管区域とする事業部門の業務を処理する

両町村に設置されている委員会、委員及び附属機関については、原則統合することとする(後段略)

附属機関の委員構成については、両町村の実情、地域性に配慮し適切な処置を講ずる

組織・機構は、市民に混乱のないよう段階的に再編整備する
具体的な構築にあたっては「整備方針」を策定することとしていたことから、今回、新市の組織図(次頁)をはじめとした新市の行政の姿が協議会で報告されたものです。



中条町役場総合案内窓口



黒川村役場住民課窓口

本庁と支所の業務

本庁では、総務・人事・企画・財務等の総合的な計画策定や調整機能、また支所や出先機関に業務を分散させる（分庁・分室方式）場合、各課の庶務や管理部門を統括します。原則、行政委員会（教育委員会や農業委員会等）や附属機関の事務局も本庁に配置します。ただし、本庁のスペースの関係もあるため、一部の課については「分庁方式」を導入することとしています。

また、支所では、直接住民の窓口となる業務を処理するために職員を配置するとともに、地域の振興、教育委員会や農業委員会の各種申請・相談業務も支所で行います。また、保健や土木などの一部の事業部門では、本庁から職員を派遣し、業務を行います。

なお、学校や保育園等の出先機関については、これまでどおりですが、将来的には新市建設計画に搭載された統合を検討していくことにしています。

新しい市の課や係

新しい組織は、合併当初、市民の皆さんが混乱しないように、できるだけ中条町と黒川村の組織を合体さ

せた上で、効率的に新市の業務を進められるようにしています。

中条町の「現・地域振興課」で行っていた業務は、「農林水産課」、「地域整備課」、「商工観光課」に業務が細分化し、「現・町民福祉課」の業務は、「市民生活課」、「福祉課（福祉事務所）」に分かれます。

また、黒川村の「現・住民課」で行っていた業務は、「市民生活課」、「福祉課（福祉事務所）」、「健康開発課」に、「現・企画財政課」と「税務課」に、「現・建設課」の業務は、「地域整備課」と「上下水道課」に細分化されます。

福祉事務所とは

生活保護、児童、母子寡婦、知的障害者の福祉に関する事務などを行ったり、在宅福祉の実施並びにこれらを実施するうえでの前提となる相談援助といった総合的な事務を行う所です。

現在、中条町、黒川村における福祉事務所の業務は県で行っていますが、市制施行に伴い、胎内市の福祉事務所を設置することになります。

【主な業務内容】

- ・生活保護の決定と実施
- ・児童、妊産婦の実情把握・相談・調査指導、助産施設及び母子生活支援施設への入所事務など
- ・母子家庭の実情把握・相談及び調査指導など
- ・老人の実情把握、情報提供・相談及び調査指導、施設への入所事務など
- ・身体障害者の相談・指導、情報提供、施設への入所事務など
- ・知的障害者の実情把握、情報提供、相談・調査指導、施設への入所事務など

これらの課は、新市建設計画の主要施策でもある自然環境、福祉・保健、産業などの各種事業を円滑に進めるためのものでもあり、加えて、消防防災係、ふるさと特産係、有機資源循環推進係、観光企画係などの新しい係も設置されることになります。

一部分庁方式を採用

支所機能のほかにも、外部に事務所を置いて業務を行う課があります。健康づくりや各種検診、在宅介護の相談窓口は「健康開発課」が担当し、事務は「ほっとHOT・中条（西

本町）」で行います。中条町ではおなじみの施設ですが、ここを拠点として保健師が活動することになります。



ほっとHOT・中条
（西本町）

産業の活性化や企業誘致などの担当する「商工観光課」は、支所と同じく「黒川庁舎（現・黒川村役場）」で業務を行います。また、「上下水道課」は、本庁の分室として整備される「旧法務局中条出張所（新和町）」で業務を行います。



旧法務局中条出張所
（新和町）

なお、詳しい庁舎・施設等の案内は、後日全戸に配布する「胎内市役所ガイドブック」をご覧ください。

第9回協議内容

【協議事項】

議案第十三号

行政制度調整「調整方針等の変更」について(その2) (確認)

前回協議会において、提案・説明がされた内容について、原案のとおり確認されました。

(印鑑登録届出受理)

・認可地縁団体印鑑登録については、本庁において、中条町の例により統一する。

(印鑑登録証の交付)

・認可地縁団体印鑑登録証明書の交付については、本庁において、中条町の例により統一する。

(証明・交付等手数料)

・住民基本台帳関係手数料については、両町村で差異がないため現行のとおり。

(印鑑登録関係手数料については、

両町村で差異がないため現行のとおり。

(外国人登録に関する証明手数料に

ついては両町村で差異がないため現行のとおり。

(公簿、公文書及び公図の閲覧手数料、

公簿及び公文書の謄本及び抄本交付手数料については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・その他の証明書の交付手数料については、合併時に黒川村の例により統一する。

(生活管理指導事業)

・合併時に中条町の例により統一する。

(介護予防事業)

・中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおり。

(金婚式)

・中条町の例により統一する。開催内容の詳細は、老人クラブ連合会の意見を踏まえ、合併時までに決定する。

(戦没者慰霊祭)

・合併後、中条地区と黒川地区で分散開催とする。

(高齢者食生活改善事業)

・中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおり。

(運動指導事業)

・介護予防事業の中で実施する。

(敬老会)

・合併後、中条地区と黒川地区で分散開催とする。内容は平成十八年度から統一する。ただし、黒川地区の対象年齢は段階的に引き上げ



中条町敬老会



黒川村敬老会

統一する。百歳や米寿など節目となる方のみに贈呈する。

(機能訓練事業)

・中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおり。

(乳がん検診)

・マンモグラフィ併用乳がん検診に統一するため合併時に廃止する。

(前立腺がん検診)

・黒川村の例による。ただし、日数及び会場については、合併後三年以内に統一する。

(健康診査希望調査)

・中条町の例より統一する。ただし、合併年度は現行のとおり。

(フツ素塗布)

・フツ素塗布については、合併年度は現行のとおり。

(予防接種)

・BCG、ポリオ、二種混合、三種混合、日本脳炎第一期、日本脳炎第二期、日本脳炎第三期の予防接種の対象者、接種方法については、両町村で差異がないため現行のとおり。ただし、実施回数及び実施場所については、合併後三年以内に統一する。

る。

(敬老祝事業)

・平成十八年度から中条町の例により統一する。

(長寿顕彰状)

・平成十八年度から対象者を選定し

議案第十四号

胎内市「市章」の選定について

(確認)

胎内市「市章」について、最終選考を行いました。

はじめに、高橋雅男市章選考委員長から選考委員会で選出した作品五点及びその選考過程について、報告がありました。

続いて、事務局より商標登録及び他の自治体との類似調査を実施した結果、一つの作品が他の自治体との類似が認められたため、候補より除外することを報告しました。その結果を受けて、胎内市「市章」候補四作品が提案されました。



高橋選考委員長より市章候補について報告

胎内市「市章」選考委員長報告

第1回選考会議を5月25日(水) 新潟・イリノイ友好会館において、委員10名全員の出席を得て、開催いたしました。第1回会議では、はじめに委員長、副委員長の選出を行い、委員長に私(高橋雅男)副委員長に小谷太一郎委員が就任いたしました。その後、第1次選考に入り、2回の選考作業により応募作品806点の中から、作品16点を絞り込みました。選考作業は、各委員の持ち点を1回目10点、2回目5点とし、投票による方法で行いました。

続いて、第2回選考会議を6月9日(木) 中条町産業文化会館において、委員全員の出席を得て開催いたしました。第2次選考といたしまして、第1次選考と同様の方式により、さらに作品の絞り込みを行い、協議会に報告する作品を決定いたしました。



最終選考は委員による投票で決定

最終選考では、協議会に出席した委員二十九名による無記名投票が行われ、新潟市の片桐慎一郎さんの作品が最多得票(十五票)を得て、胎内市「市章」に決定しました。



胎内市「市章」決定！

胎内市誕生まで
あと48日です

(平成17年7月15日時点)

皆さんの貴重なご意見をお待ちしております。

中条町・黒川村合併協議会事務局

〒959-2693 中条町新和町2番10号(中条町役場内)
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328

E-mail hokubugo@iplus.jp

URL : <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>